

小規模修繕契約希望者登録制度について

1. 制度について

豊川市では、建設業の許可を受けていない方は、豊川市が発注する建設工事にかかる入札参加資格審査申請ができず、建設工事等の受注ができません。

本制度は、豊川市の発注する小規模かつ軽易な修繕を対象に、建設業の許可を受けていない方に登録していただき、発注することで、市内の小規模事業者の受注の機会をつくろうとするものです。

2. 登録の資格について

豊川市内に主たる事業所（本社、本店）を有する法人、又は、個人。ただし、次に該当する方は、登録申請ができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 豊川市建設工事等入札参加業者登録名簿に登載されている者
- (3) 希望業種を履行するための必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 登録申請までに市税及び国民健康保険料を完納していない者

3. 対象となる修繕

内容が軽易であり、履行の確保が容易であると認められる50万円以下の修繕が対象となります。

4. 登録申請の方法

(1) 受付期間

令和4年3月7日（月）から令和4年3月14日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで

※ やむを得ず受付期間中に申請ができない場合は、期間後でも受付をします。

(2) 受付場所

豊川市役所 総務部契約検査課（北庁舎3階）

（郵送での申請可）

(3) 申請書の配布

契約検査課又は豊川市のホームページからも入手できます。

(4) 申請に必要な書類

1	小規模修繕契約希望者申請書	原本
2	登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書（法人のみ）	コピーでも可能
	身分（身元）証明書（個人のみ）	
3	豊川市が発行する滞納のない証明書（市役所資産税課で発行）	
4	印鑑証明書	
5	希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有することの証明書の写し	

※ 2～4の証明書は、申請日において発行日より3か月以内のものに限ります。

5. 登録の有効期間

登録の有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2ヵ年間で
す。

ただし、令和4年4月1日以降に登録をした場合は、その日から令和6年3月31日までとなります。

6. 登録内容の変更について

登録内容に変更があったときは、速やかに小規模修繕契約希望者登録変更届を提出してください。

7. 名簿に登録されると

登録名簿は庁内に公開し、名簿に登録された方は、業者選定の対象となります。

なお、本制度の透明性を図るため、登録名簿を一般に公開する場合があります。

また、登録名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。ご承知おきください。

8. 登録業者への発注について

登録された方への発注は、令和4年4月1日より、直接担当課から行います。

なお、発注は、原則、複数の業者の見積り合せにより、最低価格の方と契約することになります。

また、見積り合せに指名されても辞退することは自由です。

<問い合わせ先>

豊川市役所 総務部契約検査課

電話 89-2178

<ホームページ>

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/>